

伊豆市における重症心身障害児の福祉サービスの拡充に関する意見書

私たちは、伊豆市在住の東部特別支援学校在籍の障がい児の保護者であり、医療的ケアが必要な重症心身障害児を育てる中で直面している課題についてお伝えします。

現在、伊豆市においては医療的ケア児が利用できる福祉サービス(児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援)は実質ない状況であり、近隣地域の事業所まで通う必要があります。空きがないことを理由に利用できない場合が多くあります。卒業後に利用することになる生活介護サービスの受け入れ先が少ない現状は更に深刻です。現在、近隣で重症心身障害児を受け入れている事業者数は7箇所と少なく、医療的ケア児の受け入れ先は更に狭まります。令和5年6月調べの今後12年間の小学校入学から高校卒業の肢体不自由児特別学校卒業生を見込んだ数(107名、内医療的ケア児51名)を見ても重症心身障害児があふれ、卒業後の行き場がない可能性は目に見える状況です。

令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号。以下「医療的ケア児支援法」という。)が定められ、『離職防止、安心して子どもを生み育てることができること』と明記されています。しかし、医療的ケア児支援法とは反し、就労すらしつけない保護者も多く、就労していても卒業後は離職せざるを得ない現状があります。また保護者も加齢に伴う体力衰退により兄弟などの家族間の介護が予測されます。

日常生活を安心して行うためには、重症心身障害児(者)のニーズに合わせた地域において安心して預けられる通所事業所が必要です。

私たちの希望、願いは以下のとおりです。

1. 伊豆市内もしくは近隣の地域と共同で、医療的ケア児対応の放課後等デイサービス事業所、日中一時支援の事業所を早急に整備していただきたい。

伊豆市内で現在医療的ケアが必要な重症心身障害児は数名ですが、全国的には少子化は進む一方で周産期先進医療の発達により、ここ15年で約2倍になっています。伊豆市の【子育て全力宣言】として、障害の有無に関わらずどんな子どもでも平等に伊豆市内で生活できるような支援をお願い致します。

また、子どもたちが18歳になった後のことを考え、静岡県が推進している「ふじのくに型福祉サービス」を導入し、伊豆市内の高齢者向けのデイサービスや特別養護老人

ホームを障がいのある人の「通い」、「泊まり」を受け入れることができる共生型施設に整備することを併せてお願いいたします。

2. 伊豆市として医療的ケア児支援法に基づいた各種サービスの拡充をお願いいたします。法が定めた基本理念の伊豆市における実現のために、人材育成や人材確保に努め、財政面からの支援をお願いいたします。

3. 障がい児を育てる保護者への傾聴を重視し、ライフステージに応じた支援体制の充実を図り、活用できる制度利用についてガイドブック等を作成し、分かりやすい説明をお願いいたします。

医療的ケア児支援法に則り、どこに相談すればよいかわからない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターの案内や医療的ケア児等コーディネーターの仲介、ワンストップサービスが可能になるよう、児童発達支援センター、福祉総合支援センター、社会福祉課等が連携し、当事者を交えた協議会等で重層的な支援体制の構築をお願いいたします。

4. 伊豆市の施策として重度心身障害児の通学、通院、通所、訪問サービスを利用した際の交通費等の支給や免除等の負担軽減策の検討をお願いいたします。

重度心身障害児は学校から保護者による送迎が求められます。かかりつけは静岡県立こども病院となり、多い月は週1回、入院治療になった場合は1日おきに保護者が面会に向かいます。市内に利用できるサービスがないため伊豆の国市、沼津市、清水町など市外の通所サービスを利用する場合も保護者が自家用車で送迎しています。そのために、十分な保護者の就労環境が不足し経済的な負担が生じています。訪問看護・訪問リハビリの利用料はこども医療で無償化されていますが、訪問にかかる交通費は実費負担です。伊豆市から年1回福祉タクシー・バス・鉄道利用券が交付されますが、重度心身障害児の移動方法は主に保護者の自家用車であり、利用券の使用は現実的ではありません。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

伊豆市長 菊地 豊 様

令和 6 年 3 月 13 日

伊豆市議会